

関西四極会会則

第1条（名称）

本会は関西四極会と称する。

第2条（目的）

本会は四極会本部ならびに母校との連携を保ちながら、会員相互間における研修、親睦等に関する活動を行い、併せて、我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会員）

本会は関西地区に在住する大分高等商業学校、大分経済専門学校、大分大学経済学部及び大分大学大学院経済学研究科の卒業生を以って組織する。

第4条（役員）

1 本会には次の役員を置く。

| | |
|---------|-----------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 事 務 局 長 | 1 名 |
| 事務局 次長 | 若干名 |
| 常 任 幹 事 | 若干名 |
| 幹 事 | 卒業年次毎に若干名 |
| 監 事 | 2 名 |

2 前項の役員の外、名誉会長ならびに顧問を置くことが出来る。

第5条（役員を選任および退任）

1 会長、副会長、事務局長、事務局次長、監事は会員の中から幹事会が選任し、総会の決議によって選出する。

2 幹事は卒業年次毎に会員の互選に基づき会長が委嘱し、会務の円滑な運営を図るため、幹事の中から若干名の常任幹事を会長が指名する。

3 名誉会長及び顧問は総会の同意を得て会長が委嘱する。

4 役員の前退任は任期満了、辞任、解任による。

5 任期満了前に退任した役員の後任は、会務の運営に支障が生ずると会長が判断した場合に限り総会の決議を経ないで選出できるものとする。但し、幹事会または常任幹事会の何れかの決議によって選出し、総会において事後承認を得る。

第6条（役員の職務）

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐して会務の執行にあたり、会長に事故ある時はその職務を代行する。代行の順位は予め会長が指名する。
- 3 事務局長および事務局次長は本会の会計出納ならびに事務を行う。
- 4 幹事は幹事会を構成して重要な会務について協議するとともに、会員相互の連絡の衝にあたる。
- 5 監事は本会の会計を監査する。

第7条（役員の任期）

- 1 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した役員の補欠または増員により選任された役員の任期は他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第8条（総会）

- 1 本会は原則として毎年4月に定期総会を開催することとし、必要に応じて臨時総会を開催することがある。
- 2 会長は総会開催日の2週間前までに会議の目的事項を会員に通知して招集する。
- 3 総会の決議は出席会員の過半数によって行う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会長は集会等の実施が困難な事情があるなど、やむを得ない理由により総会の書面による開催が適切と判断した場合は、書面による総会を実施することができる。この場合、会長は総会開催日の2週間前までに会議の目的事項を全員に通知し、会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決するものとし、その決議は書面による表決の過半数によって行う。

第9条（会計）

- 1 本会の通常経費は会員から徴収する年会費ならびに寄付金等を以ってこれに充てる。
- 2 年会費は3,000円とし、これを変更する場合は総会の決議による。
- 3 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第10条（事務局）

本会の事務局は大阪府内に置く。

第11条（会則の改定）

本会則は総会の決議によって改定することが出来る。

昭和32年 制定

平成22年 4月17日改定

平成29年 4月23日改定

令和 4年10月 2日改定